

附属物の設置等に係る取扱要領

令和2年10月1日制定

令和6年3月31日改正

令和7年3月31日改正

(公社) 大分県農業農村振興公社 (大分県農地中間管理機構)

附属物の設置等（農用地等の利用権設定後に附属物を新設すること又は既設の附属物がある農用地等に対して利用権を設定することをいう。以下同じ。）については、以下のとおり取り扱うものとする。

また、本要領の制定により、平成29年6月8日施行「基盤整備終了後に農業用施設に農地転用される農用地等に関する農地中間管理権の取得について」は、廃止する。

記

1. 附属物の定義

附属物の定義は、「果樹等の永年性作物」及び公益社団法人大分県農業農村振興公社農地中間管理事業規程第3条第1項第3号に規定する「農業用施設」とする。ただし、同規程第3条第2項により、農業用施設（農畜産物の生産の用に供する施設を除く）用地における中間管理事業の実施は、耕作又は採草・放牧と一体的に行う場合に限るものとする。（農業用施設取得の目的だけでは事業対象外）

【事業規程第3条（事業対象農用地等）】

第3条 公社が行う農地中間管理事業の対象地は、次に掲げるもの（以下「農用地等」という。）とする。

- 一 農地（耕作の用に供される土地をいう。以下同じ。）及び農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の用に供されるもの（以下「農用地」という。）
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の用に供される土地（以下「混牧林地」という。）
- 三 以下に掲げる農業用施設の用に供される土地
 - ア 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
 - イ 畜舎、蚕室、温室その他これらに類する農畜産物の生産の用に供する施設
 - ウ 農産物集出荷施設、農産物調整施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷、加工処理又は販売の用に供する施設

- エ たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の貯蔵又は保管（農業生産資材の販売の事業のための貯蔵又は保管を除く。）の用に供する施設
 - オ 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 2 前項第3号ア、ウ、エ及びオに掲げる農業用施設の用に供される土地について実施する農地中間管理事業は、農用地及び前項第3号イに掲げる農業用施設の用に供する土地につき実施する当該事業と併せ行う場合に限るものとする。

2. 附属物の設置等の根拠

附属物の設置等の根拠は、各計画（農用地利用集積計画、農用地利用配分計画、農用地利用集積等促進計画等）の各筆明細書の共通事項（9）の規定によるほかは、本要領によるものとする。

【共通事項（9）附属物の設置等】

- ア 転借人が、当該土地に果樹等の永年性作物、農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、機構が別に定める「附属物の設置に係る取扱要領（以下「要領」という。）に基づき、転借人は市町村及び農業委員会に相談を行ったうえで、事前に土地所有者及び機構の同意を得る。ただし、附属物の設置及び収去について、県または市町村の意思表示が別にあるときはこの限りでない。
- イ 転借人が、土地所有者及び機構の同意を得て附属物を設置した場合、もしくは県または市町村の意思表示を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、機構は土地所有者に対して一切の収去の義務を負わない。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、機構及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、転借人が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、転借人は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- エ 本計画による利用権設定時において既に附属物が設置されている場合は、甲、乙及び土地所有者は要領に基づき、当該附属物の取扱い等について事前に同意書を締結するものとする。
- オ エの場合における附属物の収去その他の当該附属物の取扱いについては、乙及び土地所有者が協議して定めるものとし、甲は収去その他の取扱いについて一切の義務を負わない。

3. 附属物の設置等に係る関係者の同意

転借人が附属物の設置等を行う場合の関係者の同意取得に係る手続については、以下のとおりとする。なお、事業規程第3条第3項イに規定する温室のうち、耐候型ハウス、又は、鉄骨ハウス以外のハウスについては、設置及び収去が物理的に容易であると考えられるため、同意取得に係る手続を不要とする。

また、当該農地が共有地の場合、同意する土地所有者は、各計画に記載されている契約当事者とする。

（書類の提出）

各計画の公告後、設置時期（既設の附属物がある農用地等に対して利用権を設定す

る場合は公告時期)にあわせ、市町村が下記書類を機構へ提出する。

○市町村鑑(別添参考様式1)

○附属物設置等同意書3部(別添参考様式2) ※土地所有者、機構、転借人の3部

(手続きの流れ)

市町村は、機構からの委託業務に基づき、以下によるほか、必要に応じて、農業委員会や関係者との調整、機構への事前協議を行う。

- ① 転借人は、市町村及び農業委員会に事前相談を行い、附属物設置等同意書を3通作成し、土地所有者の同意を得たうえで、市町村に提出する。
- ② 市町村は、附属物設置等同意書3通に市町村鑑を添えて機構へ提出する。
- ③ 機構は、附属物設置等同意書2通(1通は機構保管)を市町村へ送付する。
- ④ 市町村は、附属物設置等同意書2通を転借人及び土地所有者へ送付する。

(公印省略)
＜別添参考様式 1＞

第 号
年 月 日

公益社団法人
大分県農業農村振興公社 理事長 殿

市町村長

附属物設置等同意書の送付について

農用地利用集積等促進計画(借受)(農用地利用集積計画)又は農用地利用集積等促進計画(貸付)(農用地利用配分計画又は農用地利用集積計画(一括方式))に基づき、賃貸借又は使用貸借による権利を設定している農地について、別添のとおり附属物設置同意書3通の提出があったので送付します。

内容をご確認いただき、異議がなければ、記名押印のうえ2通を返送くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 転借人(附属物設置者)

住 所

氏 名

2. 土地所有者

住 所

氏 名

3. 附属物の内容等

別添のとおり

4. 転借人の市町村及び農業委員会への相談等の状況

(例) 許可不要転用届の提出あり ※別添写しのとおり

【表面】

<別添参考様式2>

附属物設置等同意書

令和○年○月1日始期の農用地利用集積等促進計画(借受)(農用地利用集積計画)及び令和○年○月1日始期の農用地利用集積等促進計画(貸付)(農用地利用配分計画又は農用地利用集積計画(一括方式))の「共通事項(9)附属物の設置等」に規定する附属物設置等に係る関係者(地権者○○○○(以下「甲」という。)、公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長○○○○(以下「乙」という。)、転借人○○○○(以下「丙」という。))の同意については、本書により行う。

1 附属物を新設する場合

- (1) 丙は、乙が上記計画により農用地等を借受けた以後において、裏面記載のとおり附属物を新たに設置する。
- (2) 丙が、(1)により附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して一切の収去の義務を負わない。
- (3) (2)にかかわらず、丙が設置した附属物を甲が収去しないことに同意した場合は、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

2 既設の附属物がある場合

- (1) 農用地等の利用権設定時において、既に設置されている附属物は裏面記載のとおりである。
- (2) (1)の附属物の収去その他当該附属物の取扱いについては、甲及び丙が協議して定めるものとし、乙は収去その他の取扱いについて一切の義務を負わない。

3 丙は1及び2の附属物を裏面記載の目的以外で使用してはならない。

4 本書に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

上記に同意した証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

甲は、令和○年○月○日 本書について同意する。

住 所
氏 名

印

乙は、令和○年○月○日 本書について同意する。

住 所 大分市舞鶴町1丁目3番30号
氏 名 公益社団法人大分県農業農村振興公社 理事長 ○○ ○○ 印

丙は、令和○年○月○日 本書について同意する。

住 所
氏 名

印

【裏面】

<別添参考様式2>

1. 附属物を設置する（既設の附属物がある）農用地等の内容

所 在	地 目	現 況	面積㎡	利用権設定期間
				～
				～
				～
				～
計				

2. 附属物の内容

附属物	数量	所有者	使用目的	新設・既設の別 (いずれかに○を記載)
				新設・既設
				新設・既設
				新設・既設

3. 新設する附属物の内容（新設の場合のみ記載）

- ① 設置時期 令和 年 月 (予定)
- ② 設置費用 円
- ③ 耐用年数 年
- ④ 丙の収去義務 有 無
- ⑤ 収去方法 (④で有の場合)
- ⑥ 収去費用 (④で有の場合) 円
- ⑦ 費用償還に係る甲の同意 (④で無の場合) 有 無
- ⑧ その他特記事項